

議案第 9 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大牟田市行政不服審査会条例の一部改正)

第 1 条 大牟田市行政不服審査会条例（平成 2 8 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 大牟田市情報公開条例（平成 1 5 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項及び付則第 9 項から付則第 1 1 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市職員等厚生会条例の一部改正)

第 4 条 大牟田市職員等厚生会条例（昭和 2 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 5 条 大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 号及び第 4 号並びに第 2 1 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 大牟田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 1

号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市職員退職手当条例の一部改正)

第7条 大牟田市職員退職手当条例(昭和38年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第8条 大牟田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成23年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大牟田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 大牟田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」とい

う。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。) 又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例第21条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の大牟田市一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(大牟田市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の大牟田市職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに大牟田市職員

退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。